

岡山市東区役所庁舎における売店運営事業者募集要項

この要項は、岡山市東区役所庁舎において、売店を運営する事業者（以下「運営事業者」という。）を公募するために定める。

1 売店設置の目的

来庁者の利便性の向上及び職員の福利厚生に資するために設置する。

2 公募参加資格

- (1) 運営期間中、円滑に売店を運営できる法人又は団体であること。
- (2) 販売品の小売りが可能で、売店を直接運営することが可能な法人又は団体であること。
- (3) 企画提案書等の提出期限日から選考までの間において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項及び岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号）第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと。
- (4) 市税に関して滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係していないこと。
- (6) 関係法令を遵守し、公序良俗に反せず、公共の場所の活用としてふさわしい事業を営む者であること。

3 提示条件

(1) 運営場所

岡山市東区役所庁舎内売店設置場所（別添図面のとおりに）

面積 7.8 平方メートル

(2) 運営期間（目的外使用許可期間）

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで（使用許可は年度ごとに決定し、運営期間中は特別の事情がない限り、更新を行うものとする。）

(3) 営業日

運営期間中の岡山市東区役所開庁日（ただし、休日開庁日を除く。）

(4) 費用負担

ア 行政財産の目的外使用料

岡山市財産条例（昭和 39 年市条例第 27 号）第 2 条に基づき、定められた額を徴収する。

イ 電気料

実費徴収とする。（運営事業者が子メーターを設置すること。）

(5) 飲料等自動販売機の設置

設置を希望する場合は、指定する場所に飲料自動販売機を設置することができる。こ

の場合において、費用負担については、第3項第4号の規定に準じる。

4 提案内容

(1) 必須条件

応募に当たっては、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

ア 営業時間について

区役所開庁日の午前8時30分から午後5時30分までとする。(休日開庁日を除く。)

イ 売店の運営について

円滑に運営するための明確な方針があること。(スタッフ体制、緊急連絡体制など)

ウ 販売品について

次に掲げる品目を販売品に含めること。

(ア) 収入印紙及び県証紙

(イ) 飲料及び食品

(ウ) 障害者等への支援として、障害者就労施設等で製造した製品

(エ) その他岡山市(以下「市」という。)が依頼するもの

エ 販売、支払方法について

各取引の決済は現金払のみとする。

オ 設置機器について

既設電気容量(15アンペア×4回路)を超えない範囲で提案すること。

カ 配置計画について

別紙を参考に配置計画(レイアウト)を提案すること。

キ 自動販売機について

飲料等自動販売機の設置希望の意向を明らかにすること。

(2) 加点条件(100点)

ア 利用者の利便性向上の取組(販売価格、品揃えなど) 30点

イ 職員の福利厚生に資する工夫 30点

ウ 環境対策の実施(簡易包装など) 20点

エ その他運営事業者独自の工夫 20点

5 注意事項

(1) アルコール飲料の販売は禁止する。(自動販売機を含む。)

(2) 飲料商品を販売する場合、売り場には缶・ペットボトル等の回収ボックスを設け、回収した缶・ペットボトル等の処理は運営事業者が行うものとする。また、売店から排出されるその他の廃棄物についても、運営事業者が処理するものとする。

(3) 前項第1号ウに掲げるもの以外の品目については、市と協議の上、販売することができる。

(4) 配置計画については、提案に基づき市と協議の上、決定するものとする。

(5) 開店準備に必要な物品搬入等については、時期や方法を市と協議するものとする。

(6) 災害時における売店内の飲料及び食品の提供について、市と協議を行うものとする。

6 参考

(1) 職員数（平成 30 年 11 月 1 日現在）

東区役所	130人
東消防署	75人（交代勤務者を含む。）
水道局東管路整備課	32人
その他関係者	7人

(2) 来庁者数（1日当たり）

約400人

(3) 使用料（平成 30 年度分。ただし、50%の減額措置を適用）

年額 65,372円

7 応募方法

(1) 提出書類

- ア 申込書（様式 1）
- イ 運営事業者の応募に係る誓約書（様式 2）
- ウ 登記簿謄本の現在事項証明書の写し（発行日から 3 か月以内のものに限る。）
- エ 会社概要（様式は任意）
- オ 市税の完納証明書（発行日から 3 か月以内のものに限る。）
- カ 岡山市暴力団排除基本条例に係る誓約書（様式 3）
- キ 企画提案書
様式は自由であるが、A4 サイズで、第 4 項「提案内容」に沿った企画提案書を 10 部提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期限

平成 31 年 1 月 31 日（木）午後 5 時まで（必着）

8 提案内容等に関する質問

提案内容等の記載事項に質問がある場合は、次のとおり提出すること。（様式は問わない。）

(1) 提出期限

平成 31 年 1 月 25 日（金）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

(3) 回答

質問に関する回答は、平成 31 年 1 月 30 日（水）までに、岡山市ホームページに掲載する。

9 選考方法

応募書類に基づき、関係者による選定委員会で選考を行い、評価の最も高い事業者を運営事業者とする。なお、選考に際して原則としてヒアリングは行わず、不明な点がある場合にのみ、ヒアリングを実施することがある。

10 運営事業者決定予定日

平成 31 年 2 月上旬に選考の結果を応募者に通知する。

11 応募書類等提出先

岡山市東区役所総務・地域振興課

〒704-8555

岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号

☎ (086)944-5006 電子メール higashikusoumu@city.okayama.lg.jp